

令和6年度

幼保連携型認定こども園霞ヶ関幼稚園 重要事項説明書

本重要事項説明書は、教育・保育の提供の開始にあたり、あらかじめ教育・保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人ワタナベ学園
所 在 地	埼玉県吉川市保一丁目21番地7
電 話 番 号	048-981-0611
代 表 者 氏 名	理事長 美入昌男

2 利用施設

施 設 の 種 類		幼保連携型認定こども園					
施 設 の 名 称		幼保連携型認定こども園霞ヶ関幼稚園					
施 設 の 所 在 地		川越市霞ヶ関北六丁目3番地1					
連 絡 先		電話番号 049-231-1777 F A X 049-231-6588					
管 理 者		園長 小川直美					
対 象 児 童		児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 教育・保育を必要とする小学校就学前子ども					
利 用 員	ク ラ ス	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1 号	-	-	10人	39人	39人	39人
	2号・3号	6人	11人	-	11人	11人	11人
認 可 年 月 日		令和4年3月31日					

3 当園の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園霞ヶ関幼稚園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

◎ 理念

一人ひとりを大切にし、個性を豊かに育てる。また、保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園を目指す。

◎ 方針

「愛」を大切にするキリスト教精神を主に、思いやりといたわりの心を育む教育・保育を実施する。

◎ 子ども像（目標）

健康で明るい子

約束を守り友だちと仲良く遊べる子

思いやり深く心の広い子

物事に感謝できる心豊かな子

4 当園における事業・設備等の概要

（１）施設

敷 地	敷地全体	3,262.77㎡
	園庭	1,314.30㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ面積	1,405.60㎡

（２）主な設備

保育室	8室
遊戯室	1室
預かり保育室	0室
事務室兼職員室	1室
厨房	1室
園児トイレ	大13器 小11器

5 職員の勤務体制

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1人	
主幹保育教諭	園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長を補佐し、園児の教育及び保育をつかさどる。	1人	

保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる。	17人	5人
栄養士	園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連携等の業務を行う。	1人	
調理員	献立に基づき、給食及びおやつを調理する。		4人
学校医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。		1人
学校歯科医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。		1人
学校薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談及び指導を行う。		1人
事務職員	園の事務管理に従事する。		1人

当園では、川越市幼保連携型認定こども園の学級、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）に定める基準及び関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～15：00）

※園長及び保育教諭は、1年間の変形時間労働

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

当園の教育・保育を提供する日は下記を除く、月曜日から土曜日となります。

（1）教育標準時間認定に係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 春季休業日 3月21日から4月9日まで

エ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

オ 冬季休業日 12月21日から1月9日まで

カ 埼玉県民の日 11月14日

キ その他、園の運営上、園長が必要と認めた日

(2) 保育時間認定に係る休業日

ア 年末年始 12月29日から1月3日まで

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ その他、園の運営上、園長が必要と認めた日

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりです。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

午前8時30分から午後2時30分までとなります。なお、上記以外の時間帯において、保護者が必要とする場合は、午前8時00分から午前8時30分まで又は午後2時30分から午後6時00分までの範囲内で、預かり保育を提供いたします。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（1）一日の日程

組・グループ		朝	～	昼	～	夕方	～	夜
1歳児 2歳児	3号	7:30～9:00 登園 9:30～午前おやつ 10:00～主活動 11:00～昼食 12:30～15:00 午睡 15:30～午後おやつ 16:00～18:30 自由遊び・降園						
満3歳児	1号	8:00～8:30（希望者のみ預かり保育） 8:30～ 登園 9:00～自由活動 10:00～学級活動 11:30～昼食 13:00～午後の活動 14:30～降園（水 13:30 降園） 14:30～18:00 希望者のみ預かり保育・降園						
3歳児 4歳児 5歳児	2号	7:30～8:30 登園 9:00～自由活動 10:00～学級活動 11:30～昼食 13:00～午後の活動 15:00～午後おやつ 15:30～自由遊び 16:00～18:30 自由遊び・降園						
	1号	8:00～8:30（希望者のみ預かり保育） 8:30～ 登園 9:00～自由活動 10:00～学級活動 11:30～昼食 13:00～午後の活動 14:30～降園（水 13:30 降園） 14:30～18:00 希望者のみ預かり保育・降園						

（2）食事の提供

	提供内容			
	午前おやつ	給食		午後おやつ
		主食	副食	
1歳児	○	○	○	○
2歳児	○	○	○	○
満3歳児		○	○	○（※）
3歳児		○	○	○（※）
4歳児		○	○	○（※）
5歳児		○	○	○（※）

※ 2号認定児と1号認定児の預かり保育にはおやつがあります。

＜給食の提供にあたって＞

- ・ 自園調理による給食を提供します。
- ・ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ・ 食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書を提出していただきます。除去食については、ご相談ください。

（３）クラス編成及び教育・保育計画

年齢	クラス編成	教育・保育計画
1 歳児	ぺんぎん組	安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	りす組	衛生的で安全な環境で心身ともに快適な生活を送る。
満 3 歳児	ひよこ組	保育者や友だちと楽しい園生活を送る。
3 歳児	たんぽぽ組	保育者や友だちと遊ぶなかで、自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する。
	ゆり組	
4 歳児	すみれ組	保育者や友だちと一緒に遊びながら、つながりを広げ、集団としての行動ができるようになる。
	ちゅうりっぷ組	
5 歳児	ひまわり組	生活や遊びのなかで、一つの目標に向かい、力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。
	さくら組	

9 利用料金

（１）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園へお支払いください。

（幼児教育・保育無償化により 3 号認定のみ）

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

入園手続きに係る費用並びに保育を提供する上で必要となる費用として別表第 1

（1 号認定）及び別表第 2 に掲げる費用を負担していただきます。

（３）延長保育の提供に当たっては、別表第 3 に掲げる費用を徴収いたします。

（４）預かり保育の提供に当たっては、別表第 4 に掲げる費用を徴収いたします。

（５）前 4 項の規定による費用の支払を受けた場合には、領収書を交付いたします。

1 0 利用の開始に関する事項

- (1) 保護者が当園に直接申込むことを原則とし、利用定員を上回る申込みがあった場合は、公正な選考を行います。(1号認定)
- (2) 市町村が行った利用調整により利用が決定された場合に保育の提供を開始します。(2号・3号認定)

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 保護者から当園の利用について取り消しの申し出があったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 学校医等

当園は、以下の医療機関と契約を締結しています。

(1) 学校医

医 療 機 関 の 名 称	野澤クリニック
医 院 長 名	野澤 誠
所 在 地	川越市小ケ谷816-1
電 話 番 号	049-227-6969
提 携 内 容	定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導

(2) 学校歯科医

医 療 機 関 の 名 称	杉山歯科医院
医 院 長 名	杉山 隆
所 在 地	川越市的場2030-3
電 話 番 号	049-233-8249
提 携 内 容	定期歯科診断、職員及び保護者への相談及び指導

(3) 学校薬剤師

薬 局 の 名 称	ハーブ薬局
代 表 者 名	小美濃 芳信
所 在 地	川越市的場2836-1101
電 話 番 号	049-234-4333
提 携 内 容	定期環境検査、職員及び保護者への相談及び指導

1 3 緊急時の対応

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先 ①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先 ②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

※当園では、緊急時対応マニュアルを定めています。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談 窓口	・受付担当者 佐々木美穂 ・ご利用時間 8：30～16：30 ・電話番号 049-231-1777 F A X 049-231-6588 担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
解決責任者	小川直美	
第三者委員	石川重男	電話番号 049-231-8979
		役職・肩書等 霞ヶ関北自治会相談役 霞ヶ関幼稚園関係者評価委員

1 5 非常災害時の対策

防火管理者名	小川直美			
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
防災設備	・自動火災報知機	☐ 有・ ☒ 無	・誘導灯	☐ 有・ ☒ 無
	・ガス漏れ報知機	☐ 有・ ☒ 無	・非常警報装置	☐ 有・ ☒ 無
	・非常用電源	☐ 有・ ☒ 無	・スプリンクラー	☐ 有・ ☒ 無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	☐ 有・ ☒ 無		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練を実施します。			
保護者との 連絡方法	緊急連絡先に電話します。 N T T災害用伝言ダイヤル（1 1 7）			
避難場所 避難方法	霞ヶ関北小学校			

1 6 虐待の防止のための措置

当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置をしています。

1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

	災害傷害保険	賠償責任保険
保険の種類	災害共済給付制度 (日本スポーツ振興センター)	J K 保険 (三井住友海上火災保険)
保険の内容	園の管理下における園児の災害に対する給付	こども園が負う賠償責任を限度額の範囲で補償
保険金額	詳細は加入時に配付する書類参照	1 人 1 億円まで、1 事故 4 億円まで
保険料	利用者・当園負担	当園負担

1 8 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表第1 入園手続きに係る利用者負担金（1号認定（満3歳以上）・2号認定）

項 目	金 額
入園受入準備金 ※減免制度あり	60,000円
登録手数料（入学願書受付時：1号認定のみ）	3,000円

※保護者または兄・姉が、学園の幼稚園、認定こども園及び専門学校を卒園・卒業している場合、兄・姉が当園に在籍している場合、3号認定（1・2歳児クラス）から進級する場合は、学園の減免規程により半額を減免します。

別表第2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
物品購入費	制服・帽子	27,000円（目安）
	通園バッグ	4,000円（目安）
	個人用品 （入園時）	1・2歳児 5,000円（目安）
		満3歳児 7,400円（目安）
		3歳児 9,700円（目安）
		4歳児 15,000円（目安）
		5歳児 16,000円（目安）
	個人用品 （進級時）	3歳児 4,300円（目安）
		4歳児 8,200円（目安）
		5歳児 3,500円（目安）
行事参加費	行事参加に要する費用	実 費
教育充実費※1	教育・保育の充実を図るための費用	月額 3,500円
給食費	1号認定（満3歳児以上）	主食費 月額 2,320円 副食費 月額 3,480円
	2号認定	主食費 月額 3,000円 副食費 月額 4,500円
通園費	通園バス代（利用者のみ） ※兄弟同時通園の場合一人分	月額 3,500円

※1 令和3年度に入園した、年中並びに年長に進級した園児に限り、月額1,500円とします。

別表第3 延長保育に係る利用者負担

認定区分	延長保育利用時間	金 額
保育短時間認定	午前7:30～午前8:30	250円／30分
	午後4:30～午後6:30	250円／30分

別表第4 預かり保育に係る利用者負担

利用日	利用時間	金 額
平日（早朝）	午前8:00～午前8:30	200円／1回
平日（夕方）	午後2:30～午後6:00 水曜日は午後1:30～	600円／1回
長期休業日	午前8:00～午後6:00	1,500円／1日 750円／半日

※早朝・夕方の両方利用の場合 600円／1回